

## 社会を明るくする運動

健康福祉部総務課 TEL 06-6992-1570

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行のない地域社会を作るための全国的な運動であり、法務省が主催し、毎年7月を強調月間として全国で展開しています。市でも、犯罪や非行のない安全で安心して暮らせる地域社会を築くため、啓発活動を実施します。

大阪府少林寺拳法連盟による演武、キャンペーングッズ配布、国連支援募金活動、守口市ジュニアブラスバンドによる演奏、薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」アピール行動



平成30年7月28日(土) 14:00~16:00  
守口文化センター(1階 エナジーホール)

## 子ども考古学教室

生涯学習・スポーツ振興課 TEL 06-6995-3158

市民の皆さんに歴史や文化財をもっと身近に感じていただくため、子ども考古学教室「古代のかぶとを作ろう」を開催します。

ペーパークラフトの古代のかぶと作り体験を通じて、当時の歴史について学習しませんか。

時 8月5日(日) 14:00~16:00

場 市役所1階南エリア会議室105

対 小学生(保護者の同伴可)

講 内田真雄氏(高槻市教育委員会文化財課)

定 先着20人

申 7月9日(月)9:00から電話またはメールで

☑ Mori\_shougaigaku@city-moriguchi-osaka.jp

## 感謝状贈呈

【芸術文化の振興のため】

絵画  
水谷喜美子氏  
(一陽会委員)



## 後期高齢者医療保険料が決定

保険料について

問 保険課 TEL 06-6992-1545

保険料の納付について

問 保険収納課 TEL 06-6992-1537、1538

制度全般について

問 大阪府後期高齢者医療広域連合

TEL 06-4790-2028

後期高齢者医療保険料率は、2年に1度見直すこととされています。

被保険者には、7月に平成29年中の所得金額に基づき、平成30年度後期高齢者医療保険料額決定通知書および納入通知書を送付します。

保険料の納入方法として、年金から保険料を天引きする特別徴収と、納付書や口座振替などで納める普通徴収があります。

年度途中に被保険者になった人は、資格を取得した月から月割で保険料を納めます。

### 年金からの天引き(特別徴収)

すでに保険料の仮算定を行い、4月より年金からの天引きを開始している人は、今回決定した年間保険料から、仮算定によって徴収(4月・6月・8月に天引き)される額を差し引いた残額を、10月・12月・2月に天引きします。

注 年金額が年額18万円未満の人や、年金額が年額18万円以上でも、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える人などは、普通徴収になります。

### 普通徴収

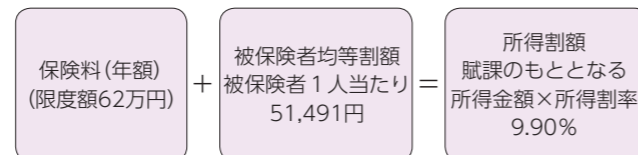
納付書や口座振替などで、7月~翌年3月までの9回納期で納めます。

▽自主納付 金融機関の窓口での納付

▽口座振替による納付 金融機関(ゆうちょ銀行を含む守口市委託契約先金融機関)の口座からの引き落とし

### 後期高齢者医療制度の保険料

平成30・31年度



## 軽減判定基準の変更

問 保険課 TEL 06-6992-1545

①平成30年度の後期高齢者医療保険料を軽減する所得判定基準は(表B)のとおりとなります。

②所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定に係る「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の人は、平成29年度は、所得割額を一律2割軽減していましたが、平成30年度からこの所得割額の軽減措置を廃止します。

③後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険などの被扶養者であった人は、所得

割額を課さず、被保険者均等割額の軽減割合を7割に軽減していましたが、平成30年度は軽減割合を5割に変更し、平成31年度以降は、この軽減を受けられる期間が、後期高齢者医療制度の対象になってから2年間になります。この軽減の手続きをされていない場合は、保険課で届出をしてください。ただし、世帯の所得に応じた均等割額の9割または8.5割軽減に該当する人は、それぞれの軽減割合が適用されます。

保険料の軽減の見直しにより、保険料負担が大きくなる場合もありますが、後期高齢者医療制度の円滑な運営のためにご理解の程お願いします。

### 【表B】後期高齢者医療制度における保険料の軽減措置について

所得金額の判定区分	軽減割合	軽減後の被保険者均等割額(年額)
① 下欄②に該当する被保険者であり、当該世帯の被保険者全員の各所得金額が0円であるとき(公的年金等控除額は80万円として計算する)	9割	5,149円
② 同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等が基礎控除額(33万円)を超えないとき	8.5割	7,723円
③ 同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額(33万円)+27.5万×被保険者数】を超えないとき	5割	25,745円
④ 同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額(33万円)+50万円×被保険者数】を超えないとき	2割	41,192円

注 軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除などの税法上の規定は適用されません。

注 国民健康保険と同様、当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の人については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定します。

注 世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得金額が軽減判定の対象となります。

## 守形成に向けた説明会

問 健康福祉部総務課 TEL 06-6992-1570

地域の人がお互いに支え合い、助け合う「地域共生社会」。

その実現に向けた説明会を実施し、地域福祉について考える機会を設けます。

地域福祉に関する課題や現状の共通認識を図り、課題解決に向けた活動展開につなげます。

時 7月16日(祝) 14:00~15:30

場 市役所1階南エリア会議室103~106

内 「共に生き、共に支えあう 地域共生社会の実現に向けて」をテーマとした講演

講 新崎国広氏(大阪教育大学教授)

対 市民、地域の関係機関・団体など

定 300人



## 後新証(水色)を7月末までに送付

問 保険課 TEL 06-6992-1545

現在使用中の後期高齢者医療被保険者証(桃色)の有効期限は7月31日(火)までです。

新証(水色)を7月末までに対象者へ送付しますので、有効期限が過ぎた被保険者証を市に返却または破棄してください。

新証が届かない場合や、記載内容に変更がある場合は、保険課まで連絡してください。

医療機関などでの一部負担割合は、所得区分が一般および市民税非課税世帯の人が1割、現役並み所得の人が3割です。

現役並み所得とは、同一世帯における全世帯員の平成29年中の市民税課税所得金額が145万円以上の場合です。

注 現役並み所得と判定された場合でも、収入金額に応じて、申請により1割負担となる場合があります。詳しくは問い合わせください。